

審 第5805号-1
答 申 第638号
令 和8年2月27日

千葉県教育委員会教育長 杉野可愛様

千葉県情報公開審査会
委員長 中岡靖

審査請求に対する裁決について（答申）

令和3年5月26日付け教職第215号-1による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

諮問第1148号

令和3年3月24日付けで審査請求人から提起された、令和3年2月15日付け教職第1109号で行った行政文書部分開示決定に係る審査請求に対する裁決について

答 申

第1 審査会の結論

千葉県教育委員会（以下「実施機関」という。）は、令和3年2月15日付け教職第1109号で行った行政文書部分開示決定（以下「本件決定」という。）で不開示とした情報のうち、別表の「開示すべき部分」の欄に記載した各情報を開示すべきである。

実施機関のその余の決定は、妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

1 行政文書の開示請求

審査請求人は、令和3年2月1日付けで千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例65号。以下「条例」という。）5条の規定により、実施機関に対して、行政文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 請求の内容

本件開示請求の内容は、「2020年12月1日から2021年1月31日までに、千葉県教育委員会（教育庁）が県立高等学校から収受した事故報告書。ただし、教育総務課人事給与室（交通事故に係るものを除く）、児童生徒課生徒指導・いじめ対策室、教職員課管理室（交通事故に係るものを除く）及び学校安全保健課安全室（交通事故に係るものを除く）が担当するものに限る。」である。

3 特定した対象文書

実施機関は本件開示請求に係る対象文書として、事故報告書（令和2年●●月●●日付け、●●●第●●●号）（以下「対象文書1」という。）及び事故報告書（令和2年●●月●●日付け、●●第●●●号）（以下「対象文書2」という。）を特定した（以下、対象文書1及び対象文書2を合わせて「本件対象文書」という）。

4 実施機関の決定

実施機関は、本件開示請求に対して本件決定を行った。

5 審査請求

審査請求人は、本件決定を不服として、令和3年3月24日付けで審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

審査請求人は審査請求書、反論書において、以下のとおり主張している。

1 審査請求の趣旨

本件決定を取り消すとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

(1) 本件決定の概要

本件決定では、2件の事故報告書が特定され、いずれも条例8条2号に該当するとして、部分開示決定がなされている。また、開示しない部分も2件ともほぼ同様であり、学校番号、文書記号番号・月日、学校名、氏名、公印の印影、発生場所、事故職員に係る情報（教科名、学年・学級、校務分掌、部活動名、住所等）、被害者に係る情報（学年・学級、住所、保護者名等）、事故の状況に係る記載内容及び事故の処置に係る記載内容である。これらについて、「氏名等は個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であるため（他の情報と照合することにより、識別することができることとなるものを含む。）（2号）。学校名等は、個人に関する情報であって、たとえ特定の個人を識別できないとしても、開示すると、学校関係者等一定範囲の者には、当事者を特定し、通常他人に知られたくない事故の状況等の詳細を確認することができる可能性があるから、当事者の権利利益を害するおそれがある情報であるため。」との理由付記がなされている。

(2) 本審査請求の内容

本審査請求では、被害者に係る情報についての開示は求めない。また、事故職員の住所の開示も求めない。

本件決定における開示しない部分を、千葉県情報公開審査会答申532号に示された内容と同程度に開示することを求める。

(3) 本審査請求の理由

上記答申並びに大阪高等裁判所平成18年（行コ）26号公文書非公開決定取消請求控訴事件及び神戸地方裁判所平成28年（行ウ）26号公文書公開決定取消請求事件判決等を参照すれば、本審査請求の理由は明白であるが、以下に、上記答申の一部を引用することによって、審査請求人の主張とする（以下、当審査会の答申532号の引用）。

ア 学校番号、文書記号番号・施行月日及び学校名について

上記情報は、本件対象文書1における体罰を行った教員の職務の遂行に係る情報といえる。そして、当審査会が確認した当該学校の在籍生徒数等を考慮すると、

上記情報からは本件対象文書1における当該生徒らを識別することができるものとは認められず、また、上記情報を公にすることにより、生徒の権利利益を害するおそれがあるとも認められない。

したがって、上記情報は、条例8条2号ハに該当し、開示すべきである。

イ 氏名（校長）及び公印の印影について

上記情報は、一体として本件対象文書1における校長の個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものと認められるため、条例8条2号本文前段に該当するが、公務員である校長の職務の遂行に係る情報といえる。

そして、上記アと同様、上記情報からは生徒を識別することができるものとは認められず、また、上記情報を公にすることにより、生徒の権利利益を害するおそれがあるとも認められない。

したがって、上記情報は同号ハに該当し、開示すべきである。

ウ 月日（收受印）及び「2 発生日時」欄中の月日について

上記情報は、生徒が体罰を受けた月日を推測又は特定させる情報であるが、上記情報からは生徒を識別することができるものとは認められず、また、上記情報を公にすることにより、生徒の権利利益を害するおそれがあるとも認められない。

したがって、上記情報は条例8条2号本文に該当せず、開示すべきである。

エ 「3 発生場所」欄中の発生場所について

上記情報は、教員の職務の遂行に係る情報といえる。そして、上記情報のうち、「本件実習室」を除いた部分からは、生徒を識別することができるものとは認められず、また、公にすることにより、生徒の権利利益を害するおそれがあるとも認められない。

しかしながら、上記情報のうち、本件実習室は、当審査会が確認した本件実習室の校内配置及び実習の受講者数等を考慮すると、生徒を識別することができるものと認められる。

したがって、上記情報のうち、本件実習室を除いた部分は、条例8条2号ハに該当し開示すべきであるが、本件実習室は、同号本文前段に該当し、同号イからニまでのいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

オ 「4 事故職員」欄中の氏名及び科名について

上記情報は、教員の職務の遂行に係る情報といえる。そして、上記アと同様、上記情報からは生徒を識別することができるものとは認められず、また、上記情報を公にすることにより、生徒の権利利益を害するおそれがあるとも認められない。

したがって、上記情報は、条例8条2号ハに該当し、開示すべきである。

カ 「4 事故職員」欄中の年齢及び住所について

上記情報は、教員の個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものと認められる。

したがって、上記情報は、条例8条2号本文前段に該当し、同号イからニまでのいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

キ 「5 当該生徒」欄中の科名について

上記情報は、当審査会が確認した当該学科の在籍生徒数等を考慮すると、生徒を識別することができるものとは認められず、また、上記情報を公にすることにより、生徒の権利利益を害するおそれがあるとも認められない。

したがって、上記情報は、条例8条2号本文に該当せず、開示すべきである。

ク 「5 当該生徒」欄中の学年・組、氏名（生徒・保護者）及び住所について

上記情報は、生徒又はその保護者の個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものと認められる。

したがって、上記情報は、条例8条2号本文前段に該当し、同号イからニまでのいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

ケ 「6 事故の程度」欄中の事故の程度並びに「7 事故の状況及び原因」欄中の事故の程度及び特定個人に関する記述について

当審査会が本件対象文書1を見分したところ、上記情報には体罰の具体的な態様等やそれに至る経緯等が記載されていることが確認された。

この点、上記情報は、教員の職務の遂行に係る情報といえ、また、生徒の個人に関する情報であるともいえるが、それ自体では特定の個人を識別することができるものとは認められない。

しかしながら、上記情報には、体罰の原因となり得る生徒が行った行動等の記載が含まれており、このような情報の性質からすると、一般人ならば通常他人に知られたくないものと認められるため、公にすることにより、生徒の権利利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、上記情報は、条例8条2号本文後段に該当し、同号イからニまでのいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

コ 「7 事故の状況及び原因」欄中の月日及び科名について

上記情報は、上位ウ及びキと同様、条例8条2号本文には該当せず、開示すべきである。

サ 「7 事故の状況及び原因」欄中の実習名及び授業名について

上記情報は、教員の職務の遂行に係る情報といえるが、当審査会が確認した当該実習及び授業の受講者数等を考慮すると、上記情報は、生徒を識別することができるものと認められる。

したがって、上記情報は、条例8条2号本文前段に該当し、同号イからニまでのいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

シ 「8 現場の見取図」欄中の発生場所について

上記情報のうち、A欄中の本件実習室を除いた部分は、条例8条2号ハに該当し開示すべきであるが、A欄中の本件実習室は、上記エと同様、条例8条2号本文前段に該当し、同号イからニまでのいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

ス 「9 事故発生時の処置」欄中の月日について

上記情報は、上記ウと同様、条例8条2号本文に該当せず、開示すべきである。

セ 「9 事故発生時の処置」欄中の氏名（教頭）について

上記情報は、本件対象文書1における教頭の個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものと認められるため、条例8条2号本文前段に該当するが、公務員である教頭の職務の遂行に係る情報といえる。

そして、上記アと同様、上記情報からは生徒を識別することができるものとは認められず、また、上記情報を公にすることにより、生徒の権利利益を害するおそれがあるとも認められない。

したがって、上記情報は、同号ハに該当し、開示すべきである。

ソ 「13 その他の参考事項」欄中の（2）及び（4）に記載の月日について

上記情報は、上記ウと同様、条例8条2号本文に該当せず、開示すべきである。

タ 「13 その他の参考事項」欄中の（5）に記載の月日、実習名及び特定個人に関する記述について

上記情報は、上記サと同様、条例8条2号本文前段に該当し、同号イからニまでのいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である（以上、引用終わり）。

なお、上記答申の判断に係る理由は、体罰事故報告書に限って適用されるというものではなく、本件決定についても適用されるべきものである。

(4) 付記

上記のとおり、本件決定については、類似の案件に係る千葉県情報公開審査会の

答申が出されていることから、本審査請求を即刻認容し、請求部分の開示を行うよう求める。

3 反論書

弁明書は、弁明になっていない。すなわち、審査請求人が示した千葉県情報公開審査会答申532号、大阪高等裁判所平成18年（行コ）26号公文書非公開決定取消請求控訴事件及び神戸地方裁判所平成28年（行ウ）26号公文書公開決定取消請求事件判決等を参照しているとはとうてい考えられない。

弁明書「5 弁明の理由について」には「仮に一般人から識別できないとしても、学校関係者等一定の範囲の者からすると被害にあった者が誰であるかを特定しうることから被害生徒等の権利利益を害するおそれがある。」と記載されているが、例えば、神戸地方裁判所平成28年（行ウ）26号公文書公開決定取消請求事件判決は「当該被害生徒と同じ学級や部活動に所属する生徒、その保護者、同生徒が通う学校の教職員、当該学校の地域住民など、当該被害生徒ないし当該体罰事故に関わる情報をもともと保有している者やそのような情報を入手しやすい状況にいる者がその情報を入手することを想定して当該被害生徒を特定し得るかどうかを決するとすれば、非開示の範囲が無限に広がりかねず、ひいては、市民の知る権利を具体化し、市の諸活動を市民に説明する責務を全うして市民の市政への参加等を推進するという本件条例における情報公開制度の趣旨を大きく没却する結果となり、相当でない。」と判示していることから、上記弁明は弁明になっていないのである。

また、大阪高等裁判所平成18年（行コ）26号公文書非公開決定取消請求控訴事件判決では、「学校名を公開したからといって、バレーボール部に所属する1年生及び2年生という以上に特定の被害生徒を識別することができるとは認められない」等と明確に判示している。

弁明であるからには、上記判例等を否定する根拠を示すべきであろう。

第4 実施機関の弁明の要旨

1 弁明の趣旨

審査請求人が提起した本件審査請求については、これを棄却することが相当である。

2 本件決定の理由

(1) 不開示部分について

対象文書1及び対象文書2のうち、本件決定通知書における別紙2の「開示しない部分(括弧書きを除く。)」に記載された部分は、条例8条2号に該当することから、

当該部分をそれぞれ不開示としたものである。

(2) 条例8条2号該当性について

ア 条例8条2号本文該当性について

(ア) 同条同号本文は、個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条2項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものを原則として不開示とする。

同号にいう「個人に関する情報」については、「事業を営む個人の当該事業に関する情報」が除外されている以外には文言上何ら限定がされていないから、個人の思想、信条、健康状態、所得、学歴、家族構成、住所等の私事に関する情報に限定されるものではなく、個人にかかわりのある情報であれば、原則として同号にいう「個人に関する情報」に当たると解される（最高裁平成10年（行ヒ）54号平成15年11月11日第三小法廷判決参照）。

本件不開示部分のうち氏名、住所については、一般人からみて特定の個人を識別することができる「個人に関する情報」であって、「当該情報・・・により」特定の個人を識別することができるものであることから、条例8条2号本文により不開示とする情報に該当する。

(イ) 同号は、それ自体で「特定の個人を識別することができるもの」だけでなく、「他の情報」と照合することにより、特定の個人を識別することができるものを含むとした上で、同号本文後段は、これに加えて「又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を原則として不開示とする。

これは、原則として「他の情報」については、一般人を基準として通常の方法で入手しあるいは入手し得る情報との照合の結果、特定の個人を識別できる場合に不開示と定めるとともに、同号本文後段において、特定の立場にある者が有する情報あるいは入手し得る情報との照合の結果、特定の個人が識別され、当該個人のプライバシーにかかわる情報が開示されることにより、個人の人格的利益が著しく侵害され、当該個人の社会的評価が著しく低下し、その回復が

極めて困難な事態が生じる可能性が認められる場合には、不開示とする趣旨である。

本件不開示部分のうち、上記（ア）を除く情報についても、「学校番号、文書記号番号、月日、学校名、氏名、公印の印影、発生場所、事故を起こした職員に係る情報（教科名、学年・学級、校務分掌、部活動名、住所等）、事故の状況に係る記載内容及び事故の処置に係る記載内容」と、一般人が通常の方法で入手し得る「他の情報」とを照合することにより、被害生徒等が識別できるといえる。

仮に、一般人が通常の方法で入手し得る他の情報と照合することにより、被害生徒等が識別できるといえないとしても、事故を起こした「学校」に係る情報、「発生場所」「事故を起こした職員に係る情報」（教科名、学年・学級、校務分掌、部活動名、住所等）、事故の状況に係る記載内容及び事故の処置に係る記載内容と、被害生徒等の保護者、学校関係者等の一定範囲の特定の立場にある者からすると、それらが有する情報あるいは入手し得る情報との照合の結果、特定の個人である被害生徒等が識別され、個人のプライバシーにかかわる情報が開示されることになり、個人の人格的利益が著しく侵害され、個人の社会的評価が著しく低下し、その回復が極めて困難な事態が生じる可能性が十分にある。

したがって、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものといえる。

イ 条例8条2号ハ該当性について

条例8条2号ハの対象となる情報は、公務員の職、氏名及び職務の遂行の内容に係る部分である。職員が事故を起こしたという情報は、公務員である個人の評価等に係る私事に関する情報であって職務遂行情報にあたらぬ。

したがって、本件決定において不開示とした事故職員の氏名、住所等は同号ハに該当しない。

仮に事故を起こした職員からすると開示すべき情報にあたるとしても、被害生徒等の不開示とすべき情報にも該当する場合、不開示としなければならない。

本件においても、仮に、職務遂行情報にあたるとしても、上記ア（イ）で述べたとおり、公にすることにより、被害生徒等の個人の権利利益を害するおそれがある情報としての性質も併せもっているためこれを開示することはできない。

ウ 本件不開示部分は、条例8条2号イからニには該当しない。

(3) また、これらの情報を公にすると、個人の権利利益が害されるおそれがあること

から、条例9条2項を適用することはできず、部分開示はできない。

3 弁明の理由について

請求人は、「千葉県情報公開審査会答申532号並びに大阪高等裁判所平成18年(行コ)26号公文書非公開決定取消請求控訴事件及び神戸地方裁判所平成28年(行ウ)26号公文書公開決定取消請求事件判決等を参照すれば、本件審査請求の理由は明白であるが、上記答申の一部を引用し、本件決定についても適用されるべきものである。」旨主張する。

しかし、上記2(2)のとおり、本件不開示部分のうち氏名、住所は、特定の個人を識別することができる情報であることから、条例8条2号本文に該当する。また、本件不開示部分のうち上記を除く情報は、他の情報と照合することにより、一般人からして被害生徒等が誰であるかを識別することができ、仮に一般人から識別できなくても、学校関係者等一定範囲の者からすると被害にあった者が誰であるかを特定しうることから被害生徒等の権利利益を害するおそれがあるといえる。したがって条例8条2号本文に該当する。

よって、請求人の主張には理由がない。

第5 審査会の判断

当審査会は、審査請求人の主張、実施機関の弁明及び本件対象文書を基に調査審議した結果、次のとおり判断する。

1 本件対象文書

本件対象文書は、令和2年12月1日から令和3年1月31日までの間に実施機関が収受した2件の事故報告書であり、県立高等学校管理規則59条2項11号の規定により、職員に「事故、非行その他服務上又は身分上の取扱いを要すると認められる事実が発生したとき」に、校長がその事実を教育委員会に報告するものである(以下、報告の対象となった職員を「事故職員」という。)

不開示とされた情報は別表の「不開示部分」欄のとおりである。

2 開示・不開示の判断基準について

(1) 事故職員の個人情報に関する判断について

事故報告書中の事故職員に関する情報は、それが職務に関連するものである限り、一体として条例8条2号ハの公務員である事故職員の職務の遂行に係る情報といえ、職員に関する事故等の事実が発生したという情報自体は、原則としてここに含まれる。

(2) 事故職員の個人情報と事故の相手方等の個人情報との関係について

本件対象文書の中には、事故職員である公務員の個人情報と事故の相手方及びその保護者等（以下「事故の相手方等」という。）公務員以外の者の個人情報が一体不可分の形で記載されているものがある。この場合、ある情報が公務員にとっての個人情報であると同時に公務員以外の者にとっての個人情報でもある場合には、当該公務員にとっての不開示情報該当性と他の個人にとっての不開示情報該当性は別個に検討する必要があり、そのいずれかに該当すれば、当該情報は不開示と判断すべきである。

（3）事故の詳細な情報の判断について

本件対象文書は公立高等学校における事故報告書であるところ、事故の情報には、事故の相手方等にとって不名誉な事実を含む場合もある上、事故に係る詳細な記述は、それ自体が事故の相手方等を好奇の目にさらす可能性を持つものであって、事故の相手方等にとって通常他人に知られたいくない情報である場合が多いものと思料される。

加えて、条例に基づく開示請求は何人においても行うことができ（条例5条）、事故の相手方等と特定の関係にある者が開示請求をする可能性が存することも併せ考慮すれば、これらの者が通う学校の教員、在校生やその保護者、近隣住民等（以下「関係者等」という。）がこれらの情報を知った場合には、事故の相手方等の周囲で話題となることが十分に予測され、これらの情報を公にすることにより、事故の相手方等の権利利益を害するおそれが十分にあるものと考えられる。

よって、本件対象文書に事故の経緯や事故の相手方等の言動の詳細が記述されている場合、基本的に当該情報は条例8条2号本文後段に該当する可能性があるものとして個別にその内容を検討する必要があり、その情報が事故の相手方等の権利利益を害するおそれがあると認められる場合には不開示と判断すべきである。

（4）条例8条2号の「他の情報」の判断について

条例8条2号の趣旨は、個人の尊厳を守る立場から個人のプライバシーを最大限保護しようというものである。同号は、個人のプライバシーの概念が未だ明確になっていない状況のもと、広く個人に関する情報について、特定の個人を識別することができる情報及び特定の個人は識別されないが公にすることによりなお個人の権利利益を害する情報について同号イからニまでに定めるものに該当する場合を除き開示しないこととしている。その解釈運用に当たっては条例3条「実施機関は、（中略）個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない」とする規定に照らし、特に慎重な配慮が求められる。

このため、「特定の個人を識別することができるもの」とは、当該情報に係る個人が誰であるかを識別させることとなる氏名その他の記述の部分だけでなく、氏名その他の記述等により特定の個人が識別され、又は識別され得る情報の全体をいうものと解釈される。

このことから、条例8条2号に定める「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもの」の識別可能性の程度や「他の情報」の範囲については、通常は一般人を基準として容易に入手し得る情報をいうものとされているが、同号の趣旨を踏まえると、問題となっている個人情報の性質、内容等に応じたプライバシー保護の必要性に照らして、上記情報に限定すべきではない場合もあるものと考えられる。

すなわち、前記(3)で述べたとおり、事故の情報には事故の相手方等にとって不名誉な事実を含む場合も多くある上、事故の詳細な記述はそれ自体が事故の相手方等を好奇の目にさらす可能性を持つものであって、事故の相手方等にとって通常他人に知られたくない情報である場合が多いものと思料されることからすれば、本件対象文書のような事故報告書に記載された情報については、事故の相手方等のプライバシー保護の必要性が高い場合が多いものと認められる。

したがって、このようなプライバシー保護の必要性が高い情報にあつては、関係者等が知り得る情報についても「他の情報」に含まれる場合があるものと解すべきであつて、一般人を基準として容易に入手し得る情報に加え、関係者等が知り得る情報も照合した場合に、個人を識別できる相当程度の可能性があるか否かについて判断するのが相当であり、その判断の結果、その可能性があるとして認められる場合は、条例8条2号本文前段の「特定の個人を識別することができるもの」に該当すると判断すべきである。

これに加えて、本件決定においては事故の状況や事故の処置などの情報の大半が開示されており、前記個人を識別できる相当程度の可能性については、これら既に開示された情報も前記「他の情報」に加えてその有無を判断する。

以上の判断基準に基づき、不開示とされた情報の条例8条2号該当性について、以下検討する。

3 対象文書1

- (1) 学校番号、文書記号・番号、学校名、校長名、校長印、文書施行月日、受付月日、発生場所、当事者の氏名・校務分掌・住所及び当該生徒の学年等・氏名・部活動名・住所・保護者名について

上記情報のうち、当該生徒の学年等・氏名・部活動名・住所・保護者名は、一連の情報として事故の相手方等の氏名など特定の個人を識別することができるものと認められ、条例8条2号本文前段に該当する。

学校名、発生場所及び当事者の氏名・校務分掌・住所は、本件決定において既に「Ⅵ 事故の程度」、「Ⅱ 事故の状況」及び「Ⅲ 事故の処置など」の大半の情報が開示されていることなどから、当該情報を公にすることで、関係者等が他の情報と照合することにより、事故の相手方等の氏名を識別することができることとなる相当程度の可能性があるものと認められる。また、学校番号、文書記号・番号、校長名及び校長印は、当該情報を公にすることにより学校名が判明するため、学校名と同様の情報と認められる。よって、これらの情報は、いずれも条例8条2号本文前段に該当する。

一方、文書施行月日及び受付月日は、これらを公にしても、他の情報と照合することにより事故の相手方等の氏名が判明するとは認められないため、条例8条2号には該当せず、開示すべきである。

(2) 「Ⅵ 事故の程度」及び「Ⅶ 事故の状況及び原因」の不開示部分について

上記情報は事故の詳細であり、事故の相手方等にとって通常他人に知られたくない情報としてプライバシー保護の必要性が高いものと認められ、当該情報を公にすることにより事故の相手方等の権利利益を害するおそれがあるものと認められる。よって、当該情報は条例8条2号本文後段に該当する。

(3) 「Ⅸ 事故発生後の処置」及び「13 その他の参考事項」の2行目を除く不開示部分について

上記情報については、本件決定において既に「Ⅵ 事故の程度」、「Ⅱ 事故の状況」及び「Ⅲ 事故の処置など」の大半の情報が開示されていることなどから、これらを公にすることで、関係者等が他の情報と照合することにより、事故の相手方等の氏名を識別することができることとなる相当程度の可能性があるものと認められる。よって、当該情報は条例8条2号本文前段に該当する。

(4) 「13 その他の参考事項」の2行目の不開示部分について

上記情報は一般的な学校行事の日付に関する情報であり、これを公にしても、他の情報と照合することにより事故の相手方等の氏名を識別することは関係者等であってもできないものと認められ、事故の相手方等の権利利益を害するおそれも認められない。よって、当該情報は条例8条2号に該当しないため、開示すべきである。

4 対象文書2

- (1) 学校番号、文書記号・番号、学校名、校長名、校長印、文書施行月日、受付月日、発生場所、事故職員の氏名・校務分掌・住所、当該実習生の氏名・年齢・所属等・住所及び現場の見取図について

上記情報のうち、当該実習生の氏名・年齢・所属等・住所は、一連の情報として事故の相手方の氏名など特定の個人を識別することができるものと認められ、条例8条2号本文前段に該当する。

学校名、発生場所、現場の見取図及び事故職員の氏名・校務分掌・住所は、本件決定において既に「6 事故の程度」、「II 事故の状況」及び「III 事故の処置など」の大半の情報が開示されていることなどから、当該情報を公にすることで、関係者等が他の情報と照合することにより、事故の相手方の氏名を識別することができることとなる相当程度の可能性があるものと認められる。また、学校番号、文書記号・番号、校長名及び校長印は、当該情報を公にすることにより学校名が判明するため、学校名と同様の情報と認められる。よって、これらの情報は、いずれも条例8条2号本文前段に該当する。

一方、文書施行月日及び受付月日は、これらを公にしても、他の情報と照合することにより事故の相手方の氏名が判明するとは認められないため、条例8条2号には該当せず、開示すべきである。

- (2) 「6 事故の程度」、「7 事故の状況及び原因」及び「9 事故発生後の処置」の不開示部分について

上記情報は事故の詳細であり、事故の相手方にとって通常他人に知られたくない情報としてプライバシー保護の必要性が高いものと認められ、当該情報を公にすることにより事故の相手方の権利利益を害するおそれがあるものと認められる。よって、当該情報は条例8条2号本文後段に該当する。

- (3) 「10 事故発生までの学校の指導」の不開示部分について

上記情報については、本件決定において既に「6 事故の程度」、「II 事故の状況」及び「III 事後の処置など」の大半の情報が開示されていることなどから、この情報を公にすることで、関係者等が他の情報と照合することにより、事故の相手方の氏名を識別することができることとなる相当程度の可能性があるものと認められる。よって、当該情報は条例8条2号本文前段に該当する。

5 審査請求人の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

6 結論

実施機関は、本件決定で不開示とした情報のうち、別表の「開示すべき部分」欄に記載した各情報を開示すべきである。

実施機関のその余の決定は、妥当である。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和3年 5月26日	諮問書（反論書を含む）の受理
令和7年11月27日	審議
令和7年12月23日	審議
令和8年 1月26日	審議

別表

対象 文書	欄名	不開示部分	開示すべき部分
1	学校番号	番号	
	文書記号等	文書記号、番号	
	施行年月日等	月日、受付月日	月日、受付月日
	学校名等	学校名、校長名、校長印	
	3 発生場所	場所	
	4 当事者	氏名、校務分掌、住所	
	5 当該生徒	学年、組、氏名、部活動名、住所、保護者氏名	
	6 事故の程度	事故の内容	
	7 事故の状況及び原因	事故の内容	
	9 事故発生後の処置	事故の内容	
	13 その他の参考事項	事故の内容	2行目の不開示部分
2	学校番号	番号	
	文書記号等	文書記号、番号	
	施行年月日等	月日、受付月日	月日、受付月日

対象 文書	欄名	不開示部分	開示すべき部分
	学校名等	学校名、校長名、校長印	
	3 発生場所	場所	
	4 事故職員	氏名、校務分掌、住所	
	5 当該実習生	氏名、年齢、所属、住所	
	6 事故の程度	事故の内容	
	7 事故の状況及び原因	事故の内容	
	8 現場の見取図	場所	
	9 事故発生後の処置	事故の内容	
	10 事故発生までの学校の指導	事故の内容	

(参考)

千葉県情報公開審査会第2部会

氏名	職業等	備考
安藤 なつき	弁護士	
伊藤 義文	弁護士	部会長職務代理者
中岡 靖	千葉県共同募金会監事	部会長

(五十音順)